

## **紀伊山地の霊場と参詣道**

### **摘要**

日本列島の本州最南端、太平洋に張り出す紀伊半島に深い森林を育む紀伊山地には、「吉野・大峰」、「熊野三山」、「高野山」と呼ばれる三つの霊場があり、それらは、日本の古都、奈良及び京都と参詣道で結ばれている。これらの霊場とともに、それらを結ぶ参詣道及び周辺の森林は、日本古来の自然崇拝に根差した神道と中国大陸や朝鮮半島から伝来した仏教の融合を反映した文化的景観を形成している。霊場は 347.7km の参詣道によって結ばれており、総面積は 506.4ha に及ぶ。周囲の森林景観とともに、霊場と参詣道は、1, 200 年にわたり辛抱強く維持され、また非常に良く記録が残されている聖なる山の伝統を映している。

### **評価基準**

#### **評価基準 (ii)**

紀伊山地の文化的景観を呈する記念工作物群及び遺跡は、神道と仏教の融合による独特の所産であり、東アジアにおける宗教文化の交流と発展を良く表している。

#### **評価基準 (iii)**

紀伊山地の社寺の境内と関連する儀礼は、1, 000 年以上にもわたる日本の宗教文化の発展を示す希有な証拠である。

#### **評価基準 (iv)**

紀伊山地は、日本各地の社寺建築に深い影響を与えた独特な寺院建築様式、神社建築様式が生まれる場となった。

#### **評価基準 (vi)**

紀伊山地の遺跡群及び森林景観は、ともに、1, 200 年以上にもわたり辛抱強く維持され、また非常に良く記録が残されている聖なる山の伝統を映している。

### **完全性**

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、紀伊山地の深い森林に包まれた社寺境内とその記念工作物群を含む 3 つの霊場及びこれらを繋ぐ参詣道から成る。これらの構成資産は、日本古来の神道、中国大陸・朝鮮半島から移入された仏教、両者が融合した修験道の信仰を表す上で不可欠である。周囲の景観とともに、これらの霊場は高い完全性の条件を維持している。広大な文化的景観の一部である参詣道は、経年変化により部分的にその完全性が損なわれているものの、現在も依然として高い完全性を保持している。個々の資産の周辺には適切な範囲の緩衝地帯が設定されており、資産の全体性と無傷性も十分に確保されている。

### **真実性**

当地には木造建築物の修復・復元に関する長い伝統が息づいており、それに基づく各々の木造記念工作物の形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境の観点からの真実性は厳密に保持されている。また、3 つの霊場では主に神道・仏教・修験道に関わる様々な儀礼が現在も継続的に行われており、信仰儀礼の舞台として機能していることから、機能、精神性に関する真実性も高い水準を維持している。このように、有形の側面のみならず信仰活動といった無形の側面をも表象する霊場・参詣道及び周囲の森林景観は、高い水

準の真実性を保持している。

霊場と参詣道は11世紀または12世紀から参拝者を引きつけるようになり、その役割について高い真実性を保持してきた。

## 保護・管理に係る要件

この広大な資産の管理は複数の管轄にまたがっており、幾重かの規制によって保護され、関連する対策の一体的な適用が可能になっている。各遺産の有形文化資産の包括的な保存・管理の原則と方法については、2003年の包括的保存管理計画に記載されている。

資産を構成する記念工作物としての一群の建造物については、いずれも文化財保護法の下に国宝・重要文化財に指定され、確実に保護されている。また、社寺境内・参詣道及びその周辺の森林景観については、同法の下に史跡・名勝・天然記念物に指定されており、厳密な保存が図られている。各々の現状を変更する行為を行う場合には、事前に国の許可を要するなどの強い規制がかけられている。

また、資産の一部は自然公園法の下に国立公園や県立自然公園にも指定されており、工作物の新築、木竹の伐採等の開発の行為を行う場合には事前に国又は県の許可を要するなど、その自然環境が確実に保護されている。

各寺社の木造・石造の記念工作物群及びその境内については、所有者である各寺社が保存・管理に当たっており、保存状況は良好である。それらが所在する地方公共団体の教育委員会は、資産の保存管理計画を策定し、吉野山については個人及び地方公共団体が、参詣道については個人・国・地方公共団体が、保存管理計画に基づいて相互連携の下に保存・管理に当たっている。これらの計画に基づき実施する資産の修理・修復の事業に対して、国は財政的支援及び技術的指導を行う。

また、各構成資産の周辺には自然公園法・森林法をはじめ、地方公共団体が定める条例等によって、明確かつ適切な範囲の緩衝地帯が設定されている。

3県の学術委員会の代表者から成る調整学術委員会は、関係市町村と適切な連携を図り情報を共有する機能を果たしている。同委員会は包括的保存管理計画を承認し、同計画は3県の補完計画の協調により支えられている。保存管理が十分に実行されているかを確認するために、遺産の保存・管理状況が定期的に報告されている。